

意匠法7条における「一意匠」の判断基準

——容器付冷菓事件——

知的財産高等裁判所 平成28年9月21日判決言渡
平成28年(行ケ)第10034号 審決取消請求事件

松 本 尚 子*

抄 録 本事案は、意匠に係る物品を「容器付冷菓」とする意匠登録出願について、意匠法7条に規定される「一意匠一出願」の要件の充足性が争われた審決取消訴訟事件である。これまで「物品の単一性」について明確な判断基準が存在しなかったところ、本判決はその判断基準を明示し、結論として、出願意匠の一意匠性を認め審決を取り消した。これまで、原則として「容器」と「中身」は別意匠と取り扱われていたが、これらを組み合わせた意匠であるから直ちに二意匠になるのではなく、社会通念上一体のもので理解されるものであれば一意匠と認められることが示された点も意義があるものと考えられる。

本稿では、「一意匠」として認められるための「物品の単一性」「形態の単一性」に係るこれまでの考え方を整理したうえで本判決を考察し、さらに出願時における実務上の留意点について言及を加える。

目 次

1. はじめに
2. 事案の概要
 2. 1 特許庁における手続の経緯
 2. 2 審決の要点
 2. 3 原告の主張
 2. 4 被告の反論
 2. 5 裁判所の判断
3. 意匠法7条について
 3. 1 趣 旨
 3. 2 「一物品」について
 3. 3 「一形態」について
4. 過去の登録例・審決例
5. 考 察
 5. 1 本件判決について
 5. 2 実務上の留意点
6. おわりに

1. はじめに

わが国意匠法は「一意匠一出願」の原則（法7条）を採用し、意匠登録出願する際は、「一意匠」、つまり、「一物品」の「一形態」ごとに出願する必要がある。しかしながら、「物品の単一性」の判断をどのような観点から行うべきか、これまで明確な基準は存在しなかった。

そのような中、本判決ではその判断基準が具体的に示され、これまで原則として別意匠として取り扱われた「容器」と「中身」について一意匠性が認められる場合があることが示された。

* 弁理士 大阪大学知的財産センター客員准教授
Naoko MATSUMOTO

2. 事案の概要

2.1 特許庁における手続の経緯

原告は、平成25年3月7日、意匠に係る物品を「冷菓」として、容器に入った冷菓の形態に係る意匠（以下「本件意匠」という）について意匠登録出願（以下「本件出願」という）をし（意願2013-5010）、平成26年5月29日付けで一意匠一出願の要件（法7条）を満たさないことを理由として拒絶査定を受けた。同年8月25日、原告は、意匠に係る物品を「容器付冷菓」と手続補正¹⁾したうえで、拒絶査定に対する不服の審判を請求した（不服2014-16810）。

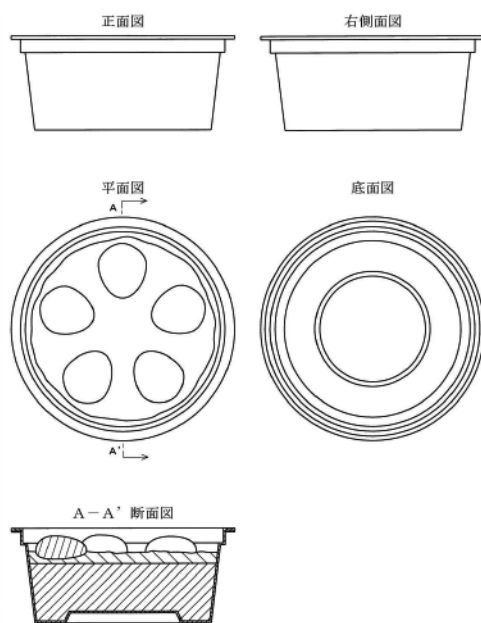


図1 本件意匠²⁾
(意匠に係る物品 容器付冷菓)



図2 本件意匠出願に添付された「参考写真」

特許庁は、本件出願が「冷菓」と「容器」という二つの別の物品のそれぞれ別の二つの形態、つまり二つの意匠を表したものと認められるとして、平成27年11月20日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をした。これを不服として原告により提起されたのが、本件審決取消訴訟である。

2.2 審決の要点

審決では、本件意匠が一意匠と認められるための要件として原告が主張した、「①意匠に係る物品が、その実施において常に一つのまとまった対象として扱われるものであること（原告A要件）」、「②意匠が、その実施において常に特定した同一性を維持するものであること（原告B要件）」の二つの観点で考察することを否定するものではないが、これらの要件を満たすだけでは十分とはいえ、これらの要件の他に、「意匠の創作としての一つのまとまりという観点に立って考察されるべき」とし、「具体的には、意匠の創作において、その全体の創作に至る各対象部位の創作の内容が、必然的に相互に関連するよう考慮、調整されると共に、全体として総合的に設計、造形されているものであり、その各対象部位に対してなされたそれぞれの創作の内容が、まとまりのある一体のものとして捉えて評価ができるものであることが必要である」（以下「審決判断基準」という）とした。

そのうえで、当該要件に関し、本件意匠は「冷菓」という食される物品の形態の創作内容と、「容器」という流通や販売時等における内容物の保護及び保管等の便利のための用具・道具である物品の形態の創作内容がそれぞれごとに捉えるべきものであること、意匠の創作のまとまりとして形態的な一体性の観点で見た場合にも、単に略逆円錐台形状の「容器」の中に「冷菓」を入れた状態を表したにすぎないものであるから、一つのまとまった創作と捉えることは

できないとされた。また、補助的に、本件意匠は原告A要件、原告B要件についても満たさないとされた。

2. 3 原告の主張

本件審決取消訴訟において、原告は、審決判断基準は特許庁による「意匠審査基準」とは全く異なる基準である等として違法であること（取消事由1）、審決が本件意匠の一意匠性の判断を誤っていること（取消事由2）、を取消事由として主張した。本稿は、一意匠性の判断について考察を加えるものであるため、以下、取消事由2に関する主張を取り上げたい。なお、取消事由1は、本判決において、「審決判断基準は、意匠法7条の規定の趣旨を実質的に明らかにしたものであって、それ自体が違法であるとはいえない」と判断されている。

取消事由2に関し、原告は、出願意匠が一意匠と認められる要件として原告A要件、原告B要件が必要であるとするのが合理的であるとし、本件意匠はこれらの要件を満たすため、一意匠といえるものであると主張した。具体的には、原告A要件に関し、「本願の「容器付冷菓」は、「容器（部）」という機能を備えた「冷菓」である（多機能物品）。したがって、「冷菓部」と「容器部」とは、物理的に一体固定化して「製造」されており、「流通・販売」及び「使用（喫食）」に際しても分離されたり他の容器に詰め替え等をされたりすることはない」から、その実施において常に一つのまとまった対象として扱われるものであること、原告B要件に関し、「本願の「容器付冷菓」の「容器部」に「冷菓部材」が所定の形態で物理的に固定された形態は、単に販売時の展示効果を目的としたものではなく、冷菓部材を取り出して他の容器に詰め替え等するものでもなく、全体として同一の形態で「流通・販売」及び「使用（喫食）」に供されるものである」から、本願意匠は、その実

施において常に特定した同一性を維持するものであることを主張している。

2. 4 被告の反論

被告である特許庁は、取消事由2について、原告A要件、原告B要件は、それを満たすことによって直ちに意匠法の一意匠に該当するとはいえない旨、また、「①「容器」と「冷菓」は全く用途の異なる物品であって、「容器」は、単体の形状として独立して創作される」こと、「②内容物としての「冷菓」も、同じ容器でも異なる形態の冷菓が存在し得るから、冷菓の形状として、独立して創作される」こと、「③冷菓は食用に供されるが、食用に供されることのない「容器」は、冷菓を構成する部材や部品に該当しない」こと、「④実施の実情からしても、容器製造業者が容器を製造販売し、冷菓製造業者がそれを購入することもある」こと、「⑤冷菓を納めた容器には蓋がされているから、容器はむしろ蓋と一体となって商品としての外観形態を構成する」こと、「⑥消費者が冷菓を食するときには、冷菓は容器に収容された別の物品として認識すること」等から容器と冷菓とは一物品ではなく、二物品であると主張している。

2. 5 裁判所の判断

取消事由2に関し、裁判所は次のとおり判断している。

(1) 物品の単一性について

本件意匠のように、出願に係る物品が意匠法施行規則別表第一に列挙されている物品の区分には該当しない場合に当該物品が一物品といえるか否かについて、「願書における「意匠に係る物品」欄及び「意匠に係る物品の説明」欄の記載を参照した上、①意匠登録出願に係る物品の内容、製造方法、流通形態及び使用形態、②意匠登録出願に係る物品の一部分がその外観を

保ったまま他の部分から分離することができるか、並びに③当該部分が通常の状態ですべて取引の対象となるか等の観点から考慮して、当該物品が一つの特定の用途及び機能を有する一物品といえるか否かを、社会通念に照らして判断すべきものである。」とした。

そのうえで、「容器付冷菓」は、その名称からすれば、「冷菓」が主体であって、「容器」が付随しているものと解される。」とし、本件意匠の願書に記載された「意匠に係る物品の説明」からすると、「本願意匠に係る「冷菓」は、容器部内に冷菓部材を充填し、その上部にあん部材、もち部材を順次配設した後、これらを冷やし固めることによって製造するものと認識される。そして、冷菓部材、あん部材及びもち部材からなる「冷菓」は、「容器」と共に流通に付されるものである。使用の場面においても、通常、「容器」に入ったままの「冷菓」をスプーン等ですくって食することが想定される」とし、上記①の観点について「製造、流通、及び使用の各段階において、「冷菓」は、「容器」に充填され冷やし固められたままの一体的状態であると認められる。」としている。また、上記②の観点について、「上記製造方法からすれば、本願意匠に係る「冷菓」を、その形態を保ったまま「容器」から分離することは、容易ではないものと推認される。」としている。さらに③の観点について、「冷菓」は、製造の段階から、流通、使用に至るまで「容器」から分離されることはないから、「冷菓」が「容器」から独立して通常の状態ですべて取引の対象となるとはいえない。」とし、これらの観点を総合考慮した結果、「本願意匠に係る物品である「容器付冷菓」は、社会通念上、一つの特定の用途及び機能を有する一物品であると認められ、「冷菓」の部分のみが「容器」の部分とは独立した用途及び機能を有する一物品とはいえない。」とした。

(2) 形態の単一性について

本願意匠の願書に添付された図面について、「形式上、二以上の形態を併記したものではない。実質的にも、容器内に冷菓を入れた状態の図面であって、冷菓と容器とは隙間なく接しており、一塊になった状態のものであるから、二以上の形態を併記したとはいえない。」とした。

結論として、本願意匠の出願は、意匠法7条の要件を満たしており、取消事由2には理由があるとして、原告の請求が認容された。

3. 意匠法7条について

3.1 趣旨

法7条は、「意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしななければならない」と規定する。したがって、わが国において意匠権を取得するには、一つの出願において一つの意匠を特定し出願しなければならない。これを「一意匠一出願の原則」という。当該規定が設けられているのは、意匠権は独占排他権であることから、一つの出願に対して一つの意匠権を発生させることによって、審査対象・権利対象の明確化と権利の安定性を確保するためである。当該規定は、手続上の便宜を考慮したものにはすぎないことから、意匠法の新規性(法3条1項各号)や創作非容易性(法3条2項)のような実体的な規定とは異なって、拒絶理由(法17条)にはなるものの、無効理由(法48条)にはなっていない。ここでいう「意匠ごと」とは、意匠は「物品の形態」であることから(法2条1項)、「一物品ごと」及び「一形態ごと」ということである。しかしながら、「一物品」「一形態」の単位については、明確な規定や基準等が定められているわけではない³⁾。そこで、本事案を検討するにあたり、「一物品」「一形態」に関するこれまでの考え方を整理したい。

3. 2 「一物品」について

法7条により、願書の「意匠に係る物品」の記載については、経済産業省令で定める物品の区分に従うこととなる。意匠法施行規則（以下「意施規」という）7条では、「意匠法第7条の経済産業省令で定める物品の区分は、別表第一の物品の区分の欄に掲げるとおりとする。」と規定されており、意匠登録出願を行う際には意施規別表第一を参照することとなる。別表第一には、上欄に物品が属する大概念、中欄に中概念が示されており、下欄に「物品の区分」として具体的な物品名が掲載されている。製造食品を例に挙げると、上欄に「製造食品及び嗜好品」、中欄に「製造食品」が記載され、下欄である物品の区分に「ソーセージ」「アイスクリーム」「かまぼこ」等、具体的な物品名が記載されている。しかしながら、「物品の区分」に掲載されている物品名は2,400余りであり⁴⁾、世の中に存在する種々の物品を広くカバーしているとは言い難い。そのため、「物品の区分」のいずれにも属さない物品について出願をする場合は、「物品の区分」と同程度の区分による物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならないこととなっている（意施規別表第一備考二）。加えて、その場合は願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることのできるような説明を記載するよう規定がなされている（意施規様式2備考39）。

しかし、「物品の区分」に記載がない物品について、願書の「意匠に係る物品」欄で特定した物品が「一物品」に該当するか否か、また、製造、販売、使用等、どの時点をもって一物品と判断するか判断時点について明確な基準はない。これまでの考え方は、物品の上位概念である「物」がその形態において、法律上、「単一物」「合成物」「集合物」へと分類されることをベー

スに、そこに社会通念が考慮されながら、物品の単一性が判断されてきたといえる^{5)、6)}。法律上の「単一物」とは、「形態上単一な一体をなし、その構成部分が個性をもたないもの」⁷⁾、例えば、鉛筆、消しゴム、はさみ等、物理的な一体性を有しているものをいうとされる。ただし、万年筆や鍋のように、物理的には二以上のもので成り立っていても、その構成部分が独立した個性を有していないものであれば、単一物に含まれる。「合成物」とは、「各構成部分が個性を失わないが、結合して単一な形態になっている物」⁸⁾、例えば、トランプ、かるた、積み木のようなものが該当するとされている。「集合物」とは、「個々の物が単一の目的のために集合し取引上一体として扱われるもの」⁹⁾とされており、例えば、応接セットやディナーセットのように、集合物それ自体のみならず、これを構成する各物も独立した経済上の価値、すなわち個性を有しているものとされている。

これまで、単一物、合成物は意匠法の一物品として扱われ、集合物は、例外的な場合のみ一物品として成立するものと扱われてきた^{10)、11)}。集合物が一物品として成立する例外的な場合とは、「背広服」「育児用重ね飲食器」¹²⁾のように、一体として一つの用途・機能を果たすものであり、取引上も一体のものとして理解されるような場合といえる。

3. 3 「一形態」について

意匠は物品の形態であることから、「一形態」の判断にあたっては、単に物理的な状態のみをもって判断されるのではなく、物品との関係を考慮することとされている¹³⁾。つまり、物理的な状態において単一性を欠いていても、物品の用途や機能との関係において、各形態同士が密接な関連性や統一性を有していれば「一形態」として認められるということである。物理的に単一性を欠いていても、「一形態」として認め

られる場合として、衣服用スナップ、かばん用バックルなどのように各構成部分が具わってはじめてその物品が物品として機能する「機能的形態的一体性」があるもの、履物、手袋などのように一対をもって初めて物品として機能する「機能的一体性」があるもの、各構成部分が組み合わせあって形態上単一な存在となる「形態的一体性」があるものが挙げられる¹⁴⁾。

食料品に食べられないものが付加されている場合、旧法時代から一形態として認められるかどうか長い間論争があったようであるが¹⁵⁾、柄付きアイスクャンデー、棒付きチョコレートなどは「アイスクャンデー」「チョコレート」として柄や棒を含んで形態的な一体性があるものと解されてきたようである¹⁶⁾。

したがって、これまでの考え方より、一意匠であるか否かは、「意匠に係る物品」に記載された物品名から文言上、あるいは、図面に表された形態から物理的に杓子定規に判断されるのではなく、意匠が「物品の形態」であることから、物品と形態の相互の関わりから、社会通念上「一つ」のものとして理解されるか否か、という観点から判断されることが窺える。

4. 過去の登録例・審決例

容器と内容物が組み合わせられた状態で一意匠として認められた事例、食品に可食ではない棒や板が付加された状態で一意匠として認められた事例は数少ないといえる。以下の事例は本判決において過去の意匠登録例として挙げられているものである。

(1) 登録例



図3 意匠登録第1317997号¹⁷⁾
(意匠に係る物品 容器付固形化粧料)



図4 意匠登録第1154256号
(意匠に係る物品 棒付き冷菓)



図5 意匠登録第1211064号
(意匠に係る物品 板付き蒲鉾)

(2) 審決例

上記(1)の登録例で示した「容器付固形化粧料」の意匠は、包装用容器である「化粧料収納皿」と内容物である「固形化粧料」からなるものであり、拒絶査定不服審判において一意匠性が認められた事案である。当該審決では、一意匠と認められるための要件として「意匠に係る物品が、その実施において常に一つのまとまった対象として扱われるものであること（実施における物品の一対象性）」及び「意匠が、その実施において常に特定した同一性を維持するものであること（実施における意匠の同一性）」が必要であるとし、「固形化粧料」は、「容器」に物理的に固定されており、それを取り出して他の容器に詰め替え等しないものであること、「固形化粧料」及び「容器」が一般的に市場で流通するものとは認められないことから、実施における物品の一対象性が認められ、「容器」と「固形化粧料」は、物理的に固定されており、単に販売時の展示効果を目的としたものではなく、固形化粧料を取り出して他の容器に詰め替え等するものでもなく、同じ形態で同時使用されるものであることから、実施における意匠の同一性が認められるとして、出願意匠

の一意匠性が認められた。

上記審決における「実施における物品の一対象性」「実施における意匠の同一性」の要件は、原告が本事案において、原告A要件、原告B要件として主張した要件と同じものあり、原告の主張は、上記審決例を踏襲したものであると思われる。

5. 考 察

5.1 本件判決について

冒頭で示したように、従来の実務においては、「容器」と「中身」は原則として別意匠と考えられてきたため、組み合わせた状態で意匠の権利化は困難と思われてきた。しかしながら、本判決では、「容器」と「中身」に係る意匠であるから直ちに二意匠とするのではなく、社会通念上一体のものであるとして理解されるものであれば、一意匠と認められることが示された。

上記の「容器付固形化粧品」の審決では、「実施における物品の一対象性」及び「実施における意匠の同一性」の判断基準が示され特許庁において一意匠性が認められているが、本事案に係る審判の段階で原告から同様の判断基準に基づいた主張がなされても、特許庁側は一意匠性を認めなかった。その理由として、「容器付固形化粧品」は、化粧用コンパクトの充填用、詰め替え用の固形化粧品であるため、その容器はコンパクトに取り付けるために必要不可欠なものであって固形化粧品と一体不可分性が強く、またコンパクトに取りつけるための部品として観念できるが、本件意匠のような冷菓の場合、容器がなくとも食品としての目的を達成できることや、その容器は単体のものであるとして独立創作され、容器製造業者が容器を製造販売し、冷菓製造業者がそれを購入することがあるとの実情が考慮されたのではないと思われる。かかる特許庁の主張は、従来からの実務を反映したも

のといえる。製造食品の分野においては、上記登録例の「棒付き冷菓」や「板付き蒲鉾」に示されるように、可食ではない食品を支持する棒や板が付加されたものであって、社会通念上、全体として冷菓や蒲鉾として理解されるものであれば、これらを食品に組み合わせた状態でも一意匠性が認められていたが、非常に限定的であったといえる。食品とそれを容れたり包んだりする容器については、これを組み合わせた状態で一意匠性が認められることはほぼなかったのではないと思われる。

本判決は、このような従来の実務を覆すものであり、一意匠、特に、物品の単一性についての判断基準が示され、容器とその中身に係る意匠であっても一意匠性が認められる場合があることが示されたのである。「一物品ごと」という点に関し、本判決では、「ある一つの特定の用途及び機能を有する一物品であることを意味するものと解される。」とし、「一形態ごと」という点に関し、「意匠登録の出願図面に表される形態が、全体的なまとまりを有して単一の形態であることを意味するものと解される。」としている。そして、「一つの特定の用途及び機能を有する一物品といえるか、及び、出願図面に表される形態が全体的なまとまりを有して単一の形態といえるか」は、「社会通念に照らして判断されるべきものである。」としている。

これまでの考え方に示したように、意匠法上の「一意匠」は、物理的に一物品・一形態の状態であるものだけに限られず、社会通念上一体のものであるものとして観念されているものについても認められてきた。したがって、「社会通念に照らして判断すべき」とした点については特に異論のないところであろう。意匠に係る物品から「容器付冷菓」のように、形式上二つの物品が把握されるときも、これらが一体として一つの特定の用途及び機能を有し、出願図面の形態が全体的なまとまりを有して単一の形態と社会通

念上理解されれば、「一意匠」として認められるということとなる。

それではどのような観点からみて「社会通念上一一意匠」であると判断すべきか、ということとなるが、本判決では、原告・被告の間で争われてきた原告A要件、原告B要件については特段判断がなされず、次のように「物品の単一性」および「形態の単一性」について裁判所独自の判断基準が示されている。

(1) 「物品の単一性」についての判断基準

「物品の単一性」については「願書における「意匠に係る物品」欄及び「意匠に係る物品の説明」欄の記載を参照した上、①意匠登録出願に係る物品の内容、製造方法、流通形態及び使用形態、②意匠登録出願に係る物品の一部がその外観を保ったまま他の部分から分離することができるか、並びに③当該部分が通常の状態ですべて独立して取引の対象となるか等の観点を検討して、当該物品が一つの特定の用途及び機能を有する一物品といえるか否かを、社会通念に照らして判断すべきものである。」とされている。社会通念上一一意か否かについてどのような観点をもって判断すべきか具体的に示された例はこれまでないと考えられ、本判決の意義は大きいものといえる。

1) 観点①「意匠登録出願に係る物品の内容、製造方法、流通形態及び使用形態」

裁判所において具体的に示された三つの観点のうち一つ目は、「意匠登録出願に係る物品の内容、製造方法、流通形態及び使用形態」である。意匠法2条3項に規定される意匠の実施行為として、製造、使用、譲渡等行為が規定されていることからすれば、意匠登録出願に係る物品の内容に加え、製造、流通、使用の各段階における態様が考慮されることは妥当であると考えられる。

被告である特許庁側は、「容器」と「冷菓」

は全く用途の異なる物品であって、「容器」は、単体の形状として独立して創作されることや、実施の実情からしても、容器製造業者が容器を製造販売し、冷菓製造業者がそれを購入することもあることを二物品たる理由として主張しているが、裁判所は本件意匠に係る物品は「容器付冷菓」であって「冷菓」が主体で「容器」が付随のものであることから、あくまで「冷菓」を主体としてみるべきである旨判断している。つまり、「容器」「冷菓」それぞれの物品としての個性の発揮の有無を判断するのではなく、「容器付冷菓」として組み合わせた状態で判断することであると理解される。

従来からの実務で「包装用容器」が中身とは別の物品であると扱われていたのは、容器は容器としての個性を発揮すると考えられたからであり、組み合わせた状態で出願しても容器を単体で把握認識した場合には、このような判断に至ると思われる。しかしながら、本判決は、意匠に係る物品に記載された内容が組み合わせたものであるから、組み合わせた状態で一つの用途・機能を有すると理解されるものであれば一物品性が認められると判断されており、組み合わせた状態を主体としている点で従来の取り扱いとは異なるものといえる。

願書の意匠に係る物品は「容器付冷菓」であって、「容器」と「冷菓」ではないことからすれば、容器が付いた冷菓の状態の一つの用途・機能を有するか否かを判断すべきとした本判決は素直であるといえ、妥当なものと考えられる。また、本件意匠の場合は、「冷菓」を主体としてみた場合に、冷菓が容器とは独立して、製造・流通・使用されることは困難であると考えられ、妥当であると考えられる。

2) 観点②「意匠登録出願に係る物品の一部がその外観を保ったまま他の部分から分離することができるか」

二つ目の観点は、「意匠登録出願に係る物品

の一部分がその外観を保ったまま他の部分から分離することができるか」である。これは、製造、流通、使用における物品全体としての一体性・分離容易性が考慮されたものであると考えられ、妥当であろう。本件意匠については、「製造方法からすれば、本願意匠に係る「冷菓」を、その形態を保ったまま「容器」から分離することは、容易ではないものと推認される」として、一体のものとの判断がなされているが、特に異論はなからう。

3) 観点③「当該部分が通常の状態ですべて取引の対象となるか」

三つめの観点は、「当該部分が通常の状態ですべて取引の対象となるか」である。その物品の一部を構成する物品同士を組み合わせた状態でもなお、その一部分が独立した取引の対象となるような個性を有しているか否かが考慮されたものといえる。一つ目の観点でも述べたように、本判決では、「容器」と「冷菓」のように個々の物品としての個性の発揮をスタート地点にするのではなく、「容器付冷菓」として組み合わせられた状態をスタート地点に、その状態でもなお各構成部分が独立した取引の対象として個性を発揮するかが問われているといえる。本願意匠に関しては「「冷菓」は、製造の段階から、流通、使用に至るまで「容器」から分離されることはない」とされ、「「冷菓」が「容器」から独立して通常の状態ですべて取引の対象となるとはいえない。」とされているが、かかる判断についても特に異論のないところである。

(2) 「形態の単一性」についての判断基準

一方、「形態の単一性」については、「実質的にも、容器内に冷菓を入れた状態の図面であって、冷菓と容器とは隙間なく接しており、一塊になった状態のものであるから、二以上の形態を併記したとはいえない。」とされている。物品の用途や機能との関係において、各構成部分

の形態同士が密接な関連性や統一性を有していれば「一形態」として認められるのがこれまでの考え方であるが、「容器付冷菓」が「容器」と「冷菓」とが社会通念上一体として一つの特定の用途及び機能を有していることを前提とすれば「容器と冷菓」を隙間なく組み合わせた状態である本願意匠の形態は、形態として一体性が認められるものであり妥当であると考えられる。

よって、本判決において示された一意匠を判断する際の判断方法及びその観点、並びに本事案へのあてはめは妥当であると考えられる。

なお、本判決によって、容器と中身の組み合わせが意匠登録されることになれば、広範な権利を生じさせる結果とならないか、意匠法7条は手続的規定であり無効理由になっていないことから第三者に不利益を与えないか危惧されることもあろう。しかし、本判決において一意匠性が認められたのは「容器付冷菓」であって「容器」と「冷菓」ではない。そのため、一つの出願において物品について広範な権利範囲が認められたものとはいえない。また、形態においても、図面に表された「冷菓と容器が一体になっている状態」が権利対象になるのであって、全体意匠においては、冷菓だけではなく、容器の形態も類否判断の対象になるのである。したがって、「冷菓」や「容器」についてのみ権利化した場合と比較して必ずしも広い権利になるとはいえない。したがって、社会通念上一個として見られる状態の「容器」と「中身」が一意匠として権利化できる点については、非常に広範な権利を認めたものとはいえず、第三者に不測の不利益を生じさせるおそれがないとの許容性の点でも問題がないものと考えられる。

また、「容器」と「中身」に限らず、「社会通念上一個」のものが広く一物品として認められた場合、どのような意匠が権利化されるか第三者が予見困難となり、法的安定性を欠くとの危惧も考えられるが、本判決自体は「物品の単一

性」における判断基準と、「容器」と「中身」であっても社会通念上一体のものであれば一意匠と認められることを示したにすぎず、「社会通念上一個」のものが広く一物品と認められるようになったわけではない。また、「一意匠」と認められるためには「形態の単一性」も必要であり、各構成部分が一体として機能あるいは形態の点で統一性を有していることも必要である。したがって、上述のように第三者が予見困難になるほどの影響はないものとする。

5. 2 実務上の留意点

本判決によって、一意匠、特に一物品性の判断基準が明確となり、容器と中身の組み合わせ等であっても社会通念上一個と認められるものについて一意匠として権利化できる途が明確に示されたといえる。出願人にとっては、権利化する意匠の幅が広がったといえよう。実務では、容器付冷菓のように社会通念上一体と考えられる物品について、各構成部分に同じ模様を施した場合や各構成部分を一体として一つの独創的な形状を創作した場合等、一体となった統一感のあるデザインについて意匠権の取得を希望する場合があると思われる。この場合、出願時にどのような点を留意すべきか述べておきたい。

当該物品が、全体として社会通念上一体と認められることが不可欠であるため、物品をどのように特定するかが重要である。物品の特定に係わるのが、願書の「意匠に係る物品」欄の記載であるが、当該欄では本判決を踏まえると、「△△付○○」のように主たる物品を「○○」、付随する物品を「△△」として特定するのが良いと考えられる。そして、そのような物品は、意施規別表第一の物品の区分のいずれにも属さないとされるため、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄にその物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載することが必要となる。「意匠に係

る物品の説明」は、「意匠に係る物品」に記載された物品の理解を助ける役割を果たすものであるが、ここでは「意匠に係る物品」に記載された物品が全体としてある一つの特定の用途及び機能を有することを説明することが重要である。

本判決では、「物品の単一性」について、「①意匠登録出願に係る物品の内容、製造方法、流通形態及び使用形態、②意匠登録出願に係る物品の一部分がその外観を保ったまま他の部分から分離することができるか、並びに③当該部分が通常の状態でも独立して取引の対象となるか等の観点から考慮して」判断するとされていることから、上記三つの観点に係る説明を「意匠に係る物品の説明」にて行うべきであると考えられる。

また、「形態の単一性」も必要である。図面上、物理的に分離した部分が存在する場合は、形態の単一性が認められないおそれがある。そのため、このような場合は、物理的に単一性を欠いていても、各構成部分の関わりによって「機能的一体性」あるいは「形態的一体性」が認められるものであることを、願書の「意匠に係る物品の説明」や「意匠の説明」欄を使って説明しておくべきであると考えられる。

6. おわりに

以上のように、本稿では、「一意匠一出願」の要件に関し、「一意匠」として認められるための物品・形態の単一性に係る考え方を整理し、特に「物品の単一性」に係る判断基準を明示した本判決を考察し、出願時における実務上の留意点について言及した。「物品の単一性」について願書の記載を踏まえた三つの観点からの新たな判断基準を示した本判決の意義は大きいものといえる。

本稿が一意匠一出願の要件の理解や、今後物理的には二物品を組み合わせた態様となる意匠について意匠権の権利化を検討される場合の参

考になれば幸いである。

注 記

- 1) 出願当初の意匠に係る物品は「冷菓」であった。
- 2) 願書の「意匠に係る物品の説明」には「本物品は、参考断面図に示したように、容器部内に冷菓部材を充填し、次いで前記冷菓部材の上面全部をあん部材で覆い、次いで前記あん部材上にもち部材を点状に配設し、これらの全体を冷凍して容器部と一体に流通に付されるものである。」、 「意匠の説明」には「背面図は正面図と同一のため省略する。左側面図は右側面図と同一のため省略する。」との記載がある。
- 3) 意匠審査基準51.1.2.2には、「意匠ごとに出願されていないものの例」として、「(1) 二以上の物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合、(2) 二以上の物品の図面を表示した場合（数個の物品を配列したものの場合を含む。）ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合を除く。」との記載があるのみである。
- 4) 意匠審査基準51.1.1
- 5) 斎藤瞭二、意匠法概説、pp.107～108（1991）有斐閣
- 6) 高田忠、意匠（オンデマンド版）、pp.262～264（2000）有斐閣
- 7) 前掲注5）p.107
- 8) 前掲注5）p.107
- 9) 前掲注5）p.107
- 10) 前掲注5）pp.107～108

- 11) 前掲注6）p.264
- 12) これらの物品は、意施規別表第一下欄の物品の区分に掲載されている。
- 13) 前掲注5）p.108
- 14) 前掲注5）pp.108～110
- 15) 前掲注6）p.271
- 16) 前掲注5）p.109
- 17) 願書の「意匠に係る物品の説明」には「本物品は、固形化粧品を充填した、浅い円筒皿状の容器で、「化粧品充填容器」として、同時販売、同時使用される。」と記載されている。この事案は、出願当初の意匠に係る物品が「包装用容器」であったものが、途中、「化粧品充填容器」と手続補正され、拒絶査定不服審判請求後さらに「容器付固形化粧品」と手続補正されたものである。

参考文献

- ・特許庁編、工業所有権法（産業財産権法）逐条解説（第20版）、（2017）特許庁
- ・特許庁、意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き、（2017）
- ・茶園成樹編、意匠法、（2012）有斐閣
- ・寒河江孝允・峯唯夫・金井重彦編著、意匠法コンメンタール、（2007）レクシスネクシス・ジャパン
- ・満田重昭・松尾和子編、注解意匠法、（2010）青林書院
- ・我妻榮・有泉亨・川井健、民法1 総則・物権法（第三版）、（2008）勁草書房

（原稿受領日 2017年4月10日）